# 類聚名物考

十二

和書門 類 二七七九八號 一一二函 一架 一六一冊

内閣文庫 和書 類 二七七九八號

内閣文庫
番號 和 27798
冊數 156 ( 25 )
函號 209 106

神祇 六

ヤマケフコ

エテ

# 類聚名物考

十二巻

日本政府圖書

明治十三年[illegible]寫

八十禍津日神　居

やそまがつひのかみ　八十柱津日神

○古事記上 伊邪那岐命云云、於是詔曰、上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱而、初於中瀬墮迦豆伎而滌時所成神名八十禍津日神 訓禍云摩、次大禍津日神、此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神之者也

○日本書紀 神代上 一書曰伊奘諾尊云云遂将盪滌身之所汚乃興言曰、上瀬是太疾、下瀬是太弱、便濯之中瀬也、因以生神号曰八十枉津日神、次将矯其枉而生神号曰神直日神、次大直日神

○

八嶋士奴美神　やしまじぬみのかみ

○古事記上 須佐之男命以其櫛名田比賣以久美度迩起而所生神名謂八嶋士奴美神云々 兄八嶋士奴美神娶大山津見神之女名木花知流比賣生子布波能母遅久奴須奴神

八上比賣　やかみひめ　○和名抄因幡国八上郡気多郡

○古事記上 故此大国主神之兄弟八十神坐然皆国者避於大国主神所以避者其八十神各有欲婚稲羽之八上比賣之心共行稲羽時於大穴牟遅神負帒為従者率往云々 故其菟白大穴牟遅神此八十神者必不得八上比賣雖負帒汝命獲之於是八上比賣答八十神言吾者不聞汝等之言将嫁大穴牟遅神故尓八十神怒欲殺大穴牟遅神云々 故其八上比賣者如先期美刀阿多波志都故其八上比賣者雖率来畏其嫡妻須世理毘賣而其所生子者刺挟木俣而返故名其子云木俣神亦名謂御井神也

八千矛神　やちほこのかみ

大国主神之別名也　凡有五名事具本條

○古事記　八千矛神云

○万葉　六巻
八千矛の神の御代より百船のはつるとまりと八洲国ゝゝ

八千桙神　家持拾葉十二

八劔神社　　　尾張国愛智郡

○日本書紀神代上第一一書、是時素戔鳴尊下到於安藝国可愛之川上也、彼處有神、名曰脚摩手摩、其妻名曰稲田宮主簀狭之八箇耳、此神正在姙身、夫妻共愁、乃告素戔鳴尊曰、我生児雖多、毎生輙有八岐大蛇来呑、不得一存、今吾且産、恐亦見呑、是以哀傷、素戔鳴尊乃教之曰、汝可以衆菓醸酒八甕、吾当為汝殺蛇、二神随教設酒、至産時、必彼大蛇当戸、将呑児焉、素戔鳴尊、勅蛇曰、汝是可畏之神也、敢不饗乎、乃以八甕酒、毎口沃入、其蛇飲酒而睡、素戔鳴尊、抜劔斬之、至斬尾時、劔刃少缺、割而視之、則劔在尾中、是号草薙劔、此今在尾張国吾湯市村、即熱田祝部所掌之神是也

其断蛇劔号曰蛇之麁正、此今在石上也

○太平記巻二　後基朝臣再関東下向之事　中略　番場醒ヶ井　柏原不破の関屋ハ荒はてゝ猶もりくるものハ秋の雨の、いつか我身の尾張なる熱田の八劔ふし拝ミ塩ひに今やなるみかた

八嶋牟遅能神 やしまむちのかミ

○古事記上 大国主神亦娶八嶋牟遅能神之女鳥耳毘賣生子

鳥鳴海神 訓鳴云那留

山田之曽冨騰 やまたのそほど

久延毘古之別号

○古事記上 故顕白其少名毘古那神所謂久延毘古者於今者山田之曽冨騰者也此神者足雖不行盡知天下之事神也

○[illegible]後の詞に山田の僧都かゝれさへ[illegible]とよめる歌也

とくにこの山田の僧都にては玄賓僧都の事としてみへ侍る
ハ田の中に作りて鳥獣をおとさんとするかゝしの事とさへ
さるハまた世にいひつたり玄賓の事ハしられあらねす
られかゝしかゝしとまて山田の僧都とやむこの神の事なりく
つくしかのかゝしハ藁もて作りたる物なれハ身にまとひされ
風にふかれてゆかり着たる衣の物されハこの神の遣ひて
ゆかしみおもひ以て人れハやすくこの事ハ何れの方にも思ひとる
萬葉集にハ田し神をつとにも、くえびこと云ひおもひて頭
国のまほらに濁るハど足らぬハ足こへ以前作のかたをかし
さればかゝりしてせり

八咫烏社　やたがらすのやしろ　大和うたの郡

○續日本紀巻三文武天皇慶雲二年九月丙戌置八咫烏社于大倭国宇太郡祭之

○神社考 林道春 詳節　八咫烏社

八咫烏事有神武紀　正統紀云武津之身命為八咫烏為神武帝軍先導

續日本紀慶雲二年祭八咫烏社于大和国宇太郡

山末之大主神　やますゑのおほぬしのかみ

大山咋神之別名　坐日枝松尾

○古事記上大年神又娶天知迦流美豆比賣生子云々次大山咋神亦名山末之大主神此神者坐近淡海国之日枝山亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也

八重言代主神　やへことしろぬしのかみ　[illegible]不鳴

〇古事記上　大国主神云々、答白之、僕者不得白、我子八重言代主神是可白、然為鳥遊取魚而、往御大之前、未還来、故爾遣天鳥船神、徴来八重言代主神而、問賜之時、語其父大神言、恐之、此国者立奉天神之御子、即蹈傾其船而、天逆手矣於青柴垣打成而隠也、

〇神皇正統記第一　又下さるへき神をえらはれしとき、経津主命（揖取の神にてまします）武甕槌神（鹿島の神にてまします）勅をうけて下りまして出雲にいたりまして、さりたてまつるへき勅をのへて地をこふ、云云、その子八重事代主神、今の出雲のみほにましまして、おはしけるにて、次の子健御名方刀美神、今の諏訪の神にまします、かたをさへしてにけ行しを諏方の湖まて追ゆかれしかは、この八まこ従ひぬ

山祇

山神　やまつみ

山神　やまのかみ

〇日本書紀神代上一書曰、生山神等、号山祇

〇和名抄　山神　内典云山祇（和名夜末乃加美）日本紀云山祇

〇文選　魯霊光殿賦（王文考）図画天地、品類羣生、雑物奇怪、山神海霊、写載其状、託之丹青

山雷神　やまいかづち　やまづち

○日本書紀一神代上一書曰、伊弉冊尊、脹満太高、上有八色雷公、云々謂八雷者、云々在手曰山雷、在足上曰野雷

○一書曰、是日神擧體不平、故以恚恨、廼居于天石窟、閉其磐戸焉、于時諸神憂之、乃使云々又使山雷者、採五百箇真坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野薦八十玉籤

八幡山社　やはたやまのやしろ

石清水八幡宮の山を男山又雄徳山とも云となり

○續古今集
　八幡は境内の文を奉りける　平長時
久かたの君をまもるの石清水池の水の我世のためめ

○新續古今集
　八幡山旅宿の神もしるらむおほみ程万代と松風ぞふく　後嵯峨院御製

○續千載集
こころざしにとめてなかれ川幸あるなきの花のこうしうまる
ることしとめてこし

○八幡
仲哀天皇　神功皇后　応神天皇　三座也いはし山寺
○八幡宮　今ノ云　上野　豊受　まうさて神御
神功皇后　応神天皇　仁徳天皇之
○石清水八合　宮云　正三位公宗
松かくて万代の八はた男山さかゆくすゑをたのもしきかな

山城国　祇園
○清和年中ト事　大宝元年九月中の巳午の日周防　周防国
の国山口ト云処之社より牛頭天皇播磨祇園ニ移し
山城の祇園ニ移して貞観年中ニ疫病流行して万民
死するより其の牧を志てよりて大内左京大夫義興
公是勧請せられ下諸萬民をも勧請させ

八衢神　やちまたのかみ　一云　幸神　さいのかみ

○雅延辞紀集　雑　八ちまたといふ名ハ初めて猿田彦の神を祭りけるより

神系りたる雅ハ居のおもひやちまたの神幸(さいそ)以みえ人

自注　猿田彦の大神を　八衢神ともいふ事　広幸し

きえ　幸(サチ)の路おそしまた名幸(さい)の神ともいへりに

○あり神代巻ニ詳之

○神社考　詳節　林道春

此社ハ者宮(ミヤ)道氏祖神也(ナリ)　山科在山城国　寛平十年始テ祭ル焉

山姫　山をもる神之

○伊勢集

たちぬはぬ衣きし人もなきものを(など)なに山姫の布さらすらむ

○後撰集七　秋下　読人不知

わたつみの神にたむくる山姫のぬさをぞ老人ハ紅葉といひける

○菅母集

山姫の深ていさゝにに衣かとみるまでつゝむ岩躑躅かな　○天木抄云　躑躅

○夫木抄云　家集詰歌　権中納言定方

紅のやしほの岡の紅葉しこそや山姫のまうけるみ此秘

山路の千枝の錦おりかへて立田の杉ハ秋さしそめけり

山井

○日本紀廿七天智天皇九年三月甲戌朔壬午於山御井傍敷諸神座而班幣帛

山梨岡神

○延喜式　甲斐国　山梨郡　山梨郷

○和名抄ニ甲斐国山梨郡ニ山梨郷アリ

夫木抄　甲斐まて山なしの花をみて　能因

かひかねにさきにけらしな　あしひきの山なし岡の山なしの花

未

正鹿山津見神　まさかやまつみのかみ　正勝山祇

○古事記上　所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山津見神
共八神事具統譜

○日本書紀神代上一書曰、伊弉諾尊斬軻遇突智命、為五段、此各化成五山祇、一則腰化為正勝山祇、正勝此云麻左柯覚　一曰麻左柯豆

正勝吾勝勝速日天之忍穂耳命　まさかあかつかちはやひあまのおしほみみのみこと　出雲臣土師連等祖也

一称天忍穂耳尊

正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊

○古事記上　速須佐之男命乞度天照大御神所纏左御美豆良八尺勾璁之五百津之美須麻流珠而、奴那登母由良爾振滌天之真名井而、佐賀美邇迦美而於吹棄気吹之狭霧所成神御

名正勝吾勝勝速日天之忍穂耳命○天照大御神之命以豊
葦原之千秋長五百秋之水穂國者我御子正勝吾勝勝速日
天之忍穂耳命之所知國言因賜而天降也云々故隨言依賜
降坐而知看尓其太子正勝吾勝勝速日天之忍穂耳命答白
僕者将降裝束之間子生出名正勝吾勝勝速日天之忍穂耳
命此子應降也、
○日本書紀一神代上既而素戔嗚尊、乞取天照大神髻鬘及腕
所纏、八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、齧然咀嚼、而
吹棄氣噴之狹霧所生神、号曰正哉吾勝勝速日天忍穂
耳尊、次天穂日命、次天津彦根命、次活津彦根命、次熊野
櫲樟日命、凡五男矣、是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂
瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神、悉是吾児、乃取

而子養焉云々
○一書、已而素戔嗚尊、以其頸所嬰、五百箇御統之瓊
濯于天渟名井、而食之、乃生児号正哉吾勝々速日天
忍骨尊、次天津彦根命、次活津彦根命、次天穂日命
次熊野忍蹈命、凡五男神矣
○一書已而素戔嗚尊、含其左髻所纏五百箇統之瓊
而著於左手掌中、便化生男矣、則称之曰、正哉吾勝、故因
名之、曰勝速日天忍穂耳尊、
○一書素戔嗚尊乃、轠轤然、解其左髻所纏五百箇統之
瓊綸、而瓊響瑲々、濯浮於天渟名井、囓其瓊端、置之左
掌、而生児、正哉吾勝々速日天忍穂根尊
○同上巻下神代下天照大神之子正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊娶高皇産
霊尊之女栲幡千々姫、生天津彦々火瓊々杵尊、故皇祖高皇産

靈尊、特鍾憐愛、以崇養焉、遂欲立皇孫天津彦々火瓊々杵尊、以
為葦原中国之主云々
○一書曰、既而天照大神、以思兼神妹萬幡豊秋津姫命、配正
哉吾勝勝速日天忍穂耳尊為妃、令降之於葦原中国、是時
勝速日天忍穂耳尊立于天浮橋而臨睨之曰、彼地未平矣、不
須也頗傾也（頗傾此云歟方志）凶目杵之国歟、乃更還登、具陳不降之
狀、云々
○一書曰、高皇産靈尊、因勅曰、吾則起樹天津神籬、及天津磐境
当為吾孫奉斎矣、汝天児屋命、太玉命、宜持天津神籬
降於葦原中国、亦為吾孫奉斎焉、乃使二神、陪従天忍穂
耳尊以降之、是時天照大神、手持宝鏡、授天忍穂耳尊、而祝之
曰、吾児視此宝鏡、当猶視吾、可与同床共殿、以為斎鏡、復勅
天児屋命、太玉命、惟爾二神、亦同侍殿内、善為防護、又勅曰、
以吾高天原所御斎庭之穂、亦当御於吾児、則以高皇産
靈尊女号萬幡姫、配天忍穂耳尊為妃降之、故時居於虚
天而生児、号天津彦火瓊々杵尊、因欲以此皇孫代親而降、
故以天児屋命、太玉命、及諸部神等、悉皆相授、且服御之
物一依前授、然後天忍穂耳尊、復還於天云々

○神社考詳節

林道春

松浦　肥前国

日本紀神功皇后到火前国松浦縣而進食於玉嶋里小河之側挙鈎竿獲細鱗魚曰希見物也（希見此云梅豆羅志）故時人号其處曰梅豆羅国今謂松浦訛焉

風土記云昔者氣長足姫尊（神功皇后）在此山遥覧国形而勅祈云天神地祇為我助福乃使用御鏡安置此處其鏡即化為石而在山国名曰鏡宮浦（俗曰松　明神）古老傳云武家始祖藤宇合一男廣継及于西府

於是以大野東人為大将軍率官兵伐之時廣継自抜刀切頸升空蹴殺官軍化為赤鏡見者多死肥前国松浦鏡明神是也又云廣嗣到板櫃河與官軍戦死其霊板櫃明神是也

廣嗣事見続日本紀及元亨釋書玄昉傳

## 松浦明神　まつら

〇神皇正統記ニ聖武天皇ノ代大宰少弐藤原廣継といふ人（或説ニ宇合ノ子）謀叛の事ありて追討せらる

続鏡傳云　諸国よりもこれを依て霊をいはひて松浦明神となりしと云

松尾社

○清少納言記　まつのをはうこ　山城国

○夫木抄廿巴　久安百首御詠　安芸

ちはやふる君か千代をは松尾にかけて嵯峨まもるの神

○山家集

玉垣は朱も緑もうつもれて雪おもしろき松の尾の山

○夫木抄　周防内侍

年へてもかはらぬものは君かため千代松の尾の葵草にて

○後拾遺集　源兼澄

ちはやふる松の尾山のかけ見れは今日そ千年のはしめなりける

○新拾遺集　太上天皇

色かはる志らぬ松もかくれなき松の尾の神のちかひは千年の代のためし

○新六帖

月さゆる松もさやけし松の尾の神のひかりそ加はりにける

○野槌上之三　松尾　大宝元年秦都理はしめて此社を建立す。日吉之縁起に同体の神とす。延喜式第九神名帳山城国葛野郡松尾神社二座となり

○神社考　林道春　詳節　松尾

賀茂玉依姫所取之丹塗矢化為神、松尾大明神是也。大宝元年秦都理始立松尾神殿、号曰大山咋神、是比叡山日吉之同躰也

まさきたの社

○東雅集第十二 尾張にてうけしまことの法師人彼らにて
なりて田も作りし 種まきなどせん 所をもとめて
まさきまつるの神社とし奉りまつりて たりし田の神のまつり
さもし
志賀の古代種のまきはふ田のをつくりまつるの神のまゐもん
かつくそのうち田にあつくりてきこえぞ

客人宮　家世叢書七十一

○神社号　林道春　詳節

當宗

此社ハ在河内国宇多天皇ノ外祖父當宗氏也式部卿仲野親王之女班子者光孝之后宇多母也　仁和五年四月始祭之

国立公文書館
National Archives of Japan

氣比神　けひのかうし　紀伊玉

⦿延喜式

○夫木抄 卌四　明玉集

山をきる浪を峯に越し おきて 神さひたてる 氣比の古まつ

氣比神社　越前國

⦿延喜式 神名帳越前国敦賀郡氣比神社七座 並名神大

○奥細道 芭蕉紀行 十四日の夕暮敦賀の津に宿を求む その夜月殊に晴たり あすの夜もかくあるへきにやといへは 越路の習ひ猶明夜の陰晴はかりかたしと あるしに酒すゝめられて 氣比の明神に夜参す 仲哀天皇の御廟也 社頭神さひて 松の木の間に月のもり入たる おまへの白砂霜を敷るかことし 往昔遊行二世の上人 大願発起の事ありて みつから草を刈 土石を荷ひ 泥濘をかはかせて 参詣往来の煩なし 古例今にたえす 神前に真砂を荷ひ給ふ これを遊行の砂持と申侍ると亭主の語りける

○神社考 林道春 詳節 氣比 一作笥飯

越前氣比大明神一名去来紗別神

日本紀仲哀天皇二年二月幸角鹿即興行宮

居之是謂笥飯宮又云神功皇后十三年命武内

宿祢従太子令拝角鹿笥飯大神 太子ハ謂應神也

不

伏雷

○古事記上伊邪那美命於左足者鳴雷居於右足者伏雷居

塞坐黄泉大神

一名道反大神

○古事記上亦所塞其黄泉坂之石者号道反大神亦謂塞坐黄

泉天神上

布刀玉命　忌部首遠祖　ふとだまのみこと　太玉命

〇古事記上召天児屋命布刀玉命而内抜天香山之真男鹿之肩抜而取天香山之波々迦而令占合麻迦那波云々尓日子番能迩々藝命将天降之時云々尓天児屋命布刀玉命天宇受売命伊斯許理度売命玉祖命並五伴緒矣支加而天降也云々布刀玉命者忌部首等之祖

〇日本書紀一神代上是時天照大神驚動以梭傷身由此発慍乃入于天石窟閉磐戸而幽居焉故六合之内常闇而不知昼夜之相代于時八十万神会合於天安河辺計其可祷之方云々中臣連遠祖天児屋命忌部遠祖太玉命掘天香山之五百箇真坂樹而上枝懸八坂瓊之五百箇御統中枝懸八咫鏡一云真経津鏡下枝懸青和幣白和幣相与致其祈祷焉云々於是中臣神忌部神則界以端出之縄乃請曰勿復還幸

〇一書至於日神閉居于天石窟也諸神遣中臣連遠祖興台産霊児天児屋命而使祈焉於是天児屋命掘天香山之真坂木云々乃使忌部首遠祖太玉命執取而広厚称辞祈啓矣

〇第二一書神代下曰故天照大神乃賜天津彦々大瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙剣三種宝物又以中臣上祖天児屋命忌部上祖太玉命猿女上祖天鈿女命鏡作上祖石凝姥命玉作上祖玉屋命凡五部神使配侍焉

〇同一書曰時高皇産霊尊勅大物主神汝若以国神為妻吾猶謂汝有疏心故今以吾女三穂津姫配汝為妻宜領八十万神永為皇孫奉護乃使還降之即以紀伊国忌部遠祖手置

帆負神定為作笠者、彦狭知神、為作楯者、天目一箇神、為作金者、天
日鷲神、為作木綿者、櫛明玉神為作玉者、乃使太田命、以弱肩被太
手繦、而代御矢以祭、此神者、始起於此矣、且天児屋命、主神事之宗
源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉、高皇産霊尊、因勅曰、吾
則起樹天津神籬、及天津盤境、当為吾孫奉斎矣、汝天児屋命
太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中国、亦為吾孫奉斎焉、乃使二
神、陪従、天忍穂耳尊以降之

布波能母遅久奴須奴神

○古事記上 八嶋士奴美神娶大山津見神之女、名木花知流比賣生子布波能母遅久奴須奴神、此神娶淤迦美神之女、名日阿比賣生子深淵之水夜礼花神

ふはのもぢくぬすぬのかみ

深淵之水夜礼花神

○古事記上 此神娶天之都度閇知泥神生子淤美豆奴神

ふかぶちのみづやれはなのかみ

○さるは上下の文の例によれば、この天之都度閇知泥神の下に脱文あるべし 神之女何某比賣を娶とこそあるべけれ、さてこのかハおそらくハ脱漏し

布怒豆怒神

○古事記上 淤美豆奴神娶布怒豆怒神之女名布帝耳賣生子天之冬衣神

ふぬづぬのかみ

布帝耳比賣 ふてみみひめ

○古事記上 淤美豆奴神娶布怒豆怒神之女名布帝耳比賣生子天之冬衣神

經津主神 ふつぬし

建御雷之男神別名 具在本條

大部 一説 齋主神 揖取神

○日本書紀神代上第一 一書曰至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉冊尊見焦而化生、于時伊弉諾尊（云々）遂拔所帶十握劍斬軻遇突智為三段、此各化成神也、復劍刃垂血（血）是為天安河邊所在五百箇磐村也、即此經津主神之祖也

○一書曰、斬軻遇突智時其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石、而因化成神、號曰磐裂神、次根裂神、兒磐筒男神次磐筒女神、兒經津主神

○同上神代下 是後高皇産靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者、僉曰磐裂（磐裂此云以簸娑窶）根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子經津（經津此云賦都）主神是將佳（往）也時有天石窟所住神稜威雄走神之子、甕速日神甕速日神之子、熯速日神、熯速日神之子、武

甕尾槌神、此神進曰、豈唯布津主神獨為丈夫、而吾非丈夫者哉、其辞氣慷慨、故以即配布津主神、令平葦原中国、二神於是降到出雲国五十田狹之小汀、則拔十握劔倒植於地、踞其鋒端、而問大己貴神曰云々

○一書曰故天照大神復遣武甕槌神及布津主神、先行駈除、時二神降到出雲、使問大己貴神曰、汝將此国奉天神耶以不、對曰、吾兒事代主、射鳥遨遊在三津之碕、今當問以報之、乃遣使人訪焉 對曰、天神所求、何不奉歟、故大己貴神以其子之辞、報乎二神、二神乃昇天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟、時天照大神勅曰、若然者、方當降吾兒矣云々

○一書曰天神遣布津主神武甕槌神、使平定葦原中國、時二神曰天有惡神名曰天津甕星 亦名天香香背男 請先誅此神、然後下撥葦原中国

○神皇正統記ニ云 其後火の神軻遇突智をうまし時陰神やかれて神退りましき陽神恨ミ怒りて火神を三段にきり給ふ三段各神となれり血のそゝきてもそひて神と成る経津主神 斎主の神とも申 今の楫取の神是也 健甕槌神 武雷の神とも申 今の鹿嶋の神是也 乃祖なりと云々

○今按に日本紀古事紀によるに経津主神健甕槌神とハ二名一神なり但日本紀の一書によれハ二神の事とせり又日本紀古事記によれハ経津主と斎主神とハ別神なるを紀には書ニも一神とせり何によれるにや

岐神

本号 来名戸(クナト)神 ふなとの かみ

布那斗能加微

○日本書紀一神代上伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須(イナ)也(ヤ)凶目(シコメ)汚穢之処、故当滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橘之檍(アハキ)原而祓除焉、即投其杖、是謂岐神也、

○一書曰伊弉諾尊、欲見其妹、乃到殯斂之処云々、時伊弉諾尊、乃投其杖曰、自此以還、雷不敢来、是謂岐神、此本号曰来名戸之祖神焉

○第二神代下 一書曰、時高皇産霊尊乃還遣二神勅大已貴神曰云々於是大已貴神、報曰、天神勅教、慇懃如此、敢不従命乎、吾所治、顕露事者、皇孫当治、吾将退治幽事、乃薦岐神於二神曰、是当代我奉従也、吾将自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而長隠者矣、故経津主神以岐神為郷導、周流削平、有逆命

者、即加斬戮、帰順者仍加寵美、云々

○和名抄二

岐神　日本紀云岐神　和名布奈止乃加美

冨士浅間　ふしせんけん

○北條九代記　冨士浅間造営之条　貞応二年六月駿河国安倍

浅間宮の造営遷宮之事相模守より陸奥守殿に仰て注進して冥

東静謐國土長久の祈りとせ　抑此浅間と申ハ人皇第七代孝霊天皇

即位五年に此国の湖水始て湧出　冨士山とそ申ける日湖出せり清和天皇貞

観五年の秋六月に自ら神女天降りましけるより年號を延暦廿四年に

貞観の宮作り我ハ此浅間大菩薩なりとて平城帝の大同元年に初

て此社を建らる于今府の浅間の宮是なり延喜の御宇に建られたる乃

清神をかしこ移し奉る山宮の社是ハ本宮と崇め府の宮をハ新宮と

名付奉る　其の後更に三座の御神を祭る神代の時ハ大山祇神

と号し浅間ハ其の御女木花開耶姫とそ申ける

○今案冨士山縁起の湧出の事ハ小臣八年てとて

ニ人皇九代開化帝の時なりと以て思之

又源順朝臣の冨士山の記本朝文粋ニ出せり

○再遊紀行　　山崎闇斎　万治己亥季春嘉再遊于東武

冨士神木花開耶姫者、大山祇命之女、而瓊々杵尊之妃也、伊勢朝熊神社六座、其二座、大山祇神、櫻大刀神双坐焉、鎮坐儀記曰、櫻大刀神、始従天上降于櫻樹、因為花開姫命也、冨士古歌詠櫻者有之、豈惟比雪而已哉、良有以矣、

海東冨士屹峥嵘、馬上飽看数日程、應是花開姫所愛、擎空白雪是山櫻、

○諸国年中行事大全巻二　四月廿八日浅間祭　駿河国富士郡ニ有り大山祇乃女木花咲耶姫命也延喜年中ニ名神ニ列す本社の惣社[領]ハ[斗]富士郡大宮ニ在り高サ八百三十六丈雲井まで[illegible]

○今案るに此御宮の事ハ結構なる也扨古代の本社ハ[illegible]の社ハ今の浅間の社なりて[illegible]四月廿日の祭なり今年安永二年巳年[illegible]焼失[illegible]火出来て[illegible]焼[illegible]その[illegible]この[illegible]焼失[illegible]去年も[illegible]の大火[illegible]神社佛閣[illegible]その年も[illegible]の[illegible]そのこと

# 冨士浅間

孝霊帝五年近江湖水始湛冨士山始涌出或云孝安天皇九十二年六月涌出貞観五年秋有白衣神女現雙立而舞有火炎圓光号曰火御子

縁起云昔大綱里有老翁老婆翁愛鷹婆飼犬作箕為業割竹節得一女長一寸六分怪而育之長成甚美時桓武延暦年中田村丸過此宿翁家夜有光怪問之翁答曰我女子有光彩号赫夜姫田村馳奏帝聞而使人採之女謂父母曰我人不可居此而親愛養育之恩又不可忘也即登山入岩穴翁亦登絶頂脱玉冠留此處云々 延暦廿四年託巫云我号浅間大明神又云翁是愛鷹明神婆是飼犬明神也愛鷹者非也武云芦二神共住新山後建宮今案万葉集詠採竹翁之事又古来有下号竹取物語者其不云其何時也此縁起乃云恒武時田村丸為後未詳果然

又云平城帝大同元年立此社

都良香冨士山記有云役處士始登此山其記在本朝文粋役處士者役小角也

府之浅間宮者延喜年中建之自大宮浅間宮遷之故山宮為本宮府宮為新宮

東鑑云建仁三年六月源頼家使仁田四郎忠常
入冨士麓人穴古老云是浅間大菩薩所座自昔
以降敢不得見其所　今按三嶋浅間二神為父
子是世所称也據日本紀三嶋為大山祇神則浅
間者蓋為木花開耶姫乎姫者大山祇之女也義
楚六帖云日本冨士山一名蓬莱秦徐福留此其
子孫至今曰秦氏

藤森社　ふぢのもりのやしろ　山城

○活所遺藁　巻四　藤森明神

暫遊藤社挽清凉、千樹老松園廟堂、一片精霊猶未滅、歳時正祭舎人王

○艸山集　十六　藤社吟

嘗取董狐筆、大成太史編、史編三十軸、廟食一千年、佛迹不曽削、皇猷相並傳、欧陽為底事、只合学斯賢

○神社考　梵舜　詳節　藤森

山城国藤杜(モリノ)社ハ者舎人(トネリ)親王之廟也、勅謚(ミコトノリシテオクリナス)崇道盡(タクヒ)敬(キヤウ)天皇、是乃天武天皇之子(ヒト)、淡路廢帝(テイ)之父也

○艸山集　廿三　藤杜(社)吟

千松眞〻遶霊壇、鳥噪林間落日実(寒)〻、不是曽揮良史筆、豈教遐客此盤桓

○国史何文(人)又賛一詞、親王才識世皆知、吾疑千古両崇道、合廟併名斉奉祠。

○二荒（フタラノ）神

日光山中禅師権現也

○続日本後紀承和三年十一月丁巳、奉授下野国従五位上勲四等二荒神正五位下

○蜻蛉日記

夜代詠

○夫木抄 廿九　　ふぢしろのもり

久安百首歌　顕輔

みかさやまみちのまうてのみ手をまつの尾にかりて咲る夜志ろの神

同　周防内侍

あくてまつかみかけてもいのりしまつりあやなき世松のちの葉やまのかせ　万た

ふぢのやしろ

○蜻蛉記 下七またこの月はこゝかしことふる（ ）めしとかいふことなり　布留社　大和国

ときのやいそれなかきし年月ふ布留の社のかくなれはまん

○桜任女郎集　清原元輔か国の守なりてのちのこゝの所の清見にたちいつるいひおくる

こゝろさしありけれはあなかしこをそへつし　里

いまりしそ人のならひなるとききけ　今は我才は布留社に

○夫木抄　雑末

社本は布留社の神なりて来まるはりきことしめやなも　好忠　○曽丹集

○松種集　一名国藤宇　良園といふ寺りて布留社の鳥居を入右

よし野歌

ゆくいきの寺まもてこそちるやまる布留社の緑木をいこれ

○曽丹集

みきりたる布留の社の神やつこ失来まんりを知りめやなも

○六帖
石上ふるき社の そのかみの 布留の社は今もいすれ 赤人

○古今
わすられぬ神さひまさる石の上ふるき都は しのひてたゝえん 遊佐

○亭子院歌合
いそのかみ布留の社の桜花こそ見し春の色やのこれる

○万代集
石上ふるの社のたちのをのたえぬもしそのことの君のさか
大宮前太政大臣

同
はちかみを布留の社にかけにきりて なつ ほしき成

○浄業之集
年ふりて神さりまかりぬは布留の社にすへらきりける
読人しらす

○夫木抄廿一
そのかみや布留の神杉たかゝらん あきもせぬ布留の高橋
中務

○同廿四

石上ふるの社をこえぬれは春霞の山もけふやかすみなん

○夫木集 古今 山辺赤人 山彦の忘れぬよしも 思ひ出て よそにもかゝるをもちて 有る

○[illegible]
○[illegible]の[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
[illegible]
○[illegible]
◎
[illegible]の[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
◎[illegible]
[illegible]
◎[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
○[illegible]
[illegible]

船玉神　　霊おまつりのこと　　帆神

〇住吉記考 出入 神のこち弟吉右衛門は船霊神と出安寺の祥に
帆の神も護庄なりとくりまめしい坊神の子ハ 延喜式神名帳
まよえたり事なれハ今更いうまでもなう 伝承とも又猿田彦を
祭りし二柱の神也 猿田彦神を祭りしより出入七代の時
ての宗柳樽船玉祭ハ其に船神ハ此神の傍出るに船主変化し
まいて又隣まふ地神の頭巻之さんれまりて海中流路をさらゝ給ふを
国りまふ七人ハち人を船七に乗れハ人ハ福玉己よけ法神を祈りけるハ
凡港の難破凌き渡出たまへし眼前の利潤之人手柄いまへうしま
〇式玉 正月元旦松に松飾して其の神を祭るは 船総祭りの
神ハ秋祭りて八幡田彦命まて 月祇玉祭とも云ふや宝の幸玉
とまうも 其の神こりふ此事に一度まてハ修身祭 五十五無次
なとこまう船の神之又珍瑞まてハ 大苑吉羅神 船魂ことも云
なとしそ 明玉水戸の 小廊の中央に云 南の方門先国郷の神

〇福禄寿

学問之 祐四之
出雑迦

凡信記考之 説記兵断下

あまねくめのへ 五児山大横沢 弟之

福王寺

◯寺数所山の峠滝村ニ福王寺ニある此寺ニ光孝天皇の后宮
附ける紀氏の大里の清母后なる所なり　ましまさと　云伝ふ也
九月廿八日福王寺の祭礼にて[illegible]

◯福大明神

◯京町通工町　板屋町通り北へ入る所之[illegible]福大明神社
ニ在り此ニ在福大明神の社あり此の小社也　出町で白
西ニ南福大明神町ありて　小宮[illegible]水平中　[illegible]町より此所の為
後ハ人ニうつせし　とぞ

二神山　ふたかみやま　越中国

◯夫木抄　天喜元年五月於越中国分寺家越中国[illegible]
二上山　詠人不知
君が代は二上山の峯高み　緑の松の生ひかはりまて

吹上郷　紀伊国

◯山家集　寄[illegible]の[illegible]

天の原吹上の[illegible]雲も[illegible]の[illegible]て[illegible]

藤崎宮

○済府遺藁 三 藤崎宮

應神何歳祀藤崎遺廟城中松栢肥今空新詩懐舊徳眺望唯自送残輝

古

木花知流比賣 このはなちるひめ

○古事記上 八嶋士奴美神娶大山津見神之女名木花知流比賣生子布波能母遲久奴須奴神

木股神 このまたのかみ

一名 御井神

○古事記上 大穴牟遲神云々故其八上比賣者如先期美刀阿多波志都故其八上比賣者率来然畏其嫡妻須世理毘賣而其所生子者刺挟木股而返故名其子云木股神亦名謂御

井神也

事代主神

ことしろぬしのうし

○古事記上大国主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神

○日本紀一神代紀上一書事代主神化為八尋熊鰐通三嶋溝樴姫命或云玉櫛姫而生兒姫蹈鞴五十鈴姫命是為神日本磐余彦火火出見天皇之后也

○日本紀二神代下時大己貴神對曰当問我子然後将報是時其子事代主神遊行在於出雲国三穂之碕以釣魚為楽或曰遊鳥為楽故以熊野諸手船亦名天鴿船載使者稲背脛遣之而致高皇産霊勅於事代主神且問将報之辞時事代主神謂使者曰今天神有此借問之勅我父宜当奉避吾亦不可違因於海中造八重蒼柴籬柴籬此云府璽蹈船枻船枻此云浮那能倍而避之

○一書曰故天照大神復遣武甕槌神及経津主神先行駈除時二神降到出雲便問大己貴神曰汝将此国奉天神耶以不對曰吾児当代主神射鳥遨遊在三津之碕今当問以報之乃遣使人訪焉對曰天神所求何不奉歟故大己貴神以其子之辞報乎二神二神乃昇天復命而告之曰葦原中国皆已平竟云々

木花之佐久夜毘賣　このはなのさくやひめ

神阿多都比賣之別名　木花之開耶姫 日本紀

○古事記上　事具本条加部　神吾田津姫　鹿葦津姫別名

○日本書紀二　神代下　事具本条　鹿葦津姫条下加之部

興台産霊神　こことむすび

○日本書紀一神代上 一書曰於日神閉居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台産霊兒、天兒屋命而使祈焉 興台産霊此云許語等武須毘

事勝国勝長狭　ことかつくにかつなかさ　一名塩土老翁

○日本書紀一神代下 于時高皇産霊尊、以真床追衾覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊使降之、皇孫乃離天磐座云云到於吾田長屋笠狭之碕矣、其地有一人、自号事勝国勝長狭、皇孫問曰、国在耶以不、対曰、此焉有国、請任意遊之、故皇孫就而留住

○一書曰、故天津彦火瓊瓊杵尊降到於日向槵日高千穂之峯、而膂宍胸副国自頓丘覓国行去、立於浮渚在平地、乃召国主事勝国勝長狭而訪之、対曰、是有国也、取捨随勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、

○一書曰、高皇産霊尊以真床覆衾、裹天津彦国光彦火瓊瓊杵尊、則引開天磐戸、排分天八重雲、以奉降之云云、遊行降来、到於日向襲之高千穂槵日二上峯天浮橋、而立於浮渚在之平地、膂宍空国、自頓丘覓国行去、到於吾田長屋笠狭之御碕、時彼処有一神、名曰事勝国勝長狭、故天孫問其神曰、国在耶、対曰在也、因曰随勅奉矣、故天孫留住彼処、其事勝国勝神者、是伊弉諾尊之子也、亦名

鹽土
老翁

木霊　こだま　樹神 和名抄　木魅 文選

木霊
神祇式三　造遣唐使舶木霊并山神祭

○和名抄ニ樹神、文選 蕪城賦云、木魅山鬼、今按木魅即木
霊也、内典云木霊 和名古太万

金郡
○雅筵酔狂集 所収　こ人し
西方の谷の中に中
金の郡大比軍のうらもとにまけて聚落を有諸也ありきて
自在中ゆくハ古国ありのつゞきなりけし

言佐社　こゝのきしりやしろ
任事社
のはしまりの記にほゝ倉廿四年にならりてさやの中山にあることの
まかしろやはり社のいとしたかひとありのうし山にまて風もお
よそしめすめの所にいしまりそゝ山の峯つきそゝ山の似そん
そしなそれへ林麓の中ちるきう川との谷みつきまる
○今あまま東西の村役の宮の上なる社と今ほすハ八幡
社と入りしたハ所まて六ゝ佐の社之延喜式に佐保郡已
等乃麻知神社ても叙中に又佐の沙汰の巡廻ほ下
の道さづけまれもなれなりてそれハ任事社とみれなり
佐が他との記にもてのまたよ神とてたのりきのときまへ
こゝやしそれへ云ふきゝとそりきこそりさるに式にて已等
の麻知とするハそのうけりなりし知ハ諸すてそのつまりや
今ある諸まても云多いれハきためてさしてもえ々て　又

野に翔りたなさやの中山のくらつまりこそのまつの社
まれいそのやまさとりて人も知りぬる成中　和名抄
山城の国の今行り今もこそ出雲のうち一家をも之

○神社考、詳節　林道春
木幡一作許波多
風土記云山城国宇治郡木幡社者天照大神之子天忍穂耳尊也

御霊八所社
○垂加文集巻三　跋御霊八所記録、下御霊社司春原氏子信直、自幼讀書、弱冠専攻神書、従我學焉、吾愛其思之堪任、乃所受所考傳之授之、信直年来尋八所之起、頃編為一巻、以請跋文、予嘗歴覧諸社記録、或闕畧、或附會、未有若此編者也、因言桓武帝即位之翌、立早良太子、何其急也、賊殺藤原種継、是太子之所叛而致、則何不宣其罪而廢之也、追稱尊号、則曰朕有所思、亦何謂也、国史不顕記之、釋書未可軽信也、又言追稱之号、與舎人親王同、曰崇道天皇、而不有盡敬之号耳、蓋由太子崇敬藤林、而謚之如此欤、當社末社親王坐焉、藤林相殿太子坐焉、誠有以矣、夫我神道之大成在於親王、而太子崇敬之、豈徒哉、信直念茲、當社者嘉之、牛王神也、此編

之成、以慶以賞、以額垂于不朽、延宝六年仲冬二十二日 垂加翁
山崎嘉敬義謹跋

金毘羅權現
○諸國採薬記 讃岐國金毘羅權現者の手に賜杖を持去ヶ之
天竺より像を日比座權現の垂迹なりと云 又此宗の夢衣の名称に
修仕の老尼席定 孝就を慶て出る治法より の凡信のよし 此
下の町縁起にして按するに 山を見より 向ふ讃州の 菊士山といふ山
にて由来之

御香宮
日治所遺 蓴菜巻四 從渡邊一学殿之請即席作
伏見故宮称御香、相逢日夜意尤長、暑塵滿地避
他處、要備南来一滴凉
○丹山集 廿六 探春 林樹中、行至御香宮、白石劉華表黄
葛餘古風、鶯啼談法、鳩喚鳴空、未掩和光影、夕
陽處々紅
○神社考詳節 林道春 御香宮
山城国伏見御香(ゴカウノ)宮者 神功皇后之廟也 此本社有金札之神

○神社考詳節 林道春

天子不豫或世上物忩之時懸靫于此神前又鞍馬山有靫明神者是所被掛靫之神也看督長所負之靫掛于其家則人不出入勅勘之所必懸靫為法

五條天神

此神者少彦名命也能知醫藥至今毎除夜有餅木之遺法少彦名者高皇産霊尊之子也見神代巻一

天

手名椎神 てなづちのかみ

手摩乳 具在手摩乳条下

○古事記 故其老夫答言僕者国神大山津見神之子焉僕名謂足名椎妻名謂手名椎女名謂櫛名田比賣

○日本書紀 神代上 第一 是時素戔嗚尊自天而降到於出雲国簸之川上時聞川上有啼哭之声故尋声覓往者有一老公与老婆中間置一少女撫而哭之素戔嗚尊問曰汝等誰也何為哭之如此耶對曰吾是国神号脚摩乳我妻号手摩乳此童女是吾児也号奇稲田姫云云

天満大自在天神

自在天の字白氏文集ニ見えたり此神ハ元長慶集の風調を好ませ給ひし故なる事の文字ハ是を用ひて[以]神号ニも申せしなる物ぞ其の據を[考]ふべし

○白氏文集 卅五 閑楽律 坐安臥穏興平肩、倚杖披衫遶四邊、空腹三盃卯後酒、曲肱一覚醉中眠、更無忙苦吟閑楽、恐是人間自在天

○続古今集序 夜の寒さにさえて動揺し夜かきたり讀業も数さへさの中ニ昔菅原の朝臣ハ延喜より下て雲の上のえらこにまさ[そ]みえり天満すり給ふ北野の小野路を垂しかハ松の陰を分て行幸かけなり賢の道を思ひきて手向をむすひつゝ節つゝ侍き言をそせさるにあまり代々の集るあつめされたる詩をけさいはやしめとも

○るあつかふへし

○子か座第一菅公の偽大自在天神と申けるにた宰権帥に任まし
ニまして此大自在天法性房尊意僧正自年来の御師のしるし
比叡山より下りさせ給ひその法性坊に詣給ふといふをさとらしめ
さ給ふ人と可申ものなりける叡山の尊意僧正御叡慮の深き事を知る流
さやうに万法の法になをこめて専らもとより書像を残せ
しをかくし伝へ給ひその書殿残せしに今権現高の宮
広く伝へ給ひて今に伝へ給ふ像の所に菩薩の法門像
といふその伝もあり 菅丞相書像 諸像

○義楚六帖巻之 諸行心法十自在天生○論云如大自在天為能生世間或我勝性等或投水火種々邪行忌起因執或因算数或為無因皆非正見也

## 宰府天神

宰府天満宮者菅丞相之祠也菅氏之先出自天穂日命其十四世之孫曰出雲臣野見宿祢宿祢事垂仁帝先是葬多殉人帝哀之宿祢率土部三百余人造埴輪以代殉埋帝大悦之而賜姓土師其苗裔曰土師宿祢字庭從四位下其子曰古人遠江

介従五位下讀書勤學光仁帝天應元年奏請因
居地名改土師以為菅原姓勅依請許之於是為
天子侍讀古人有四子桓武帝延暦四年詔賜衣
粮以継弓冶且美其父功勞其長曰清公從三位
式部少輔左京大夫清公生是善參議刑部卿從
三位是善生丞相丞相名道真字三博聞強記善属文
兼通佛老有渤海国使者来見其詩曰似白楽天
丞相聞而自負家業至是益盛時與江家齊名故
本朝儒宗推称菅江累世至右丞相宇多帝甚貴
重之帝將遜位密問丞相丞相對曰議国者大

事也太子冨春秋如何帝曰時平在對曰時平當
好色如補闕何帝黙然耳属于垣時平聞而銜之
時平為左丞相其妹為太子妃二耦相共告太子
曰右相密策欲易太子立王子太康太子亦恨焉
既而果太子即位是為醍醐天皇延喜元年左遷
菅丞相為太宰權帥閲一歳薨于宰府享年五十
七就其墳墓建一宇今天満宮是也平生著述有
類聚国史類聚格式及菅家文藻北巻菅家後集
菅家萬葉集菅家日記共若干巻後其霊往々為祟
故世称為天神天暦年中神託降于洛之北野天

徳三年立而祭之屡有霊験二一條院正暦四年遣
使於宰府一勅賜正一位太政大臣一

自在天宮
○維摩経一仏国品一我見釈迦牟尼仏土清浄譬如自在天
宮

自在天
○慈恩傳十ノ右弟二日安白天像施宝及衣半於初日第三日安自在
天像施如日天

○萬歳天神　無加之集等津山永記
○宮庫中某浮ミ少示りまを掛けて宝浮せりしき相の績子有
木梅とい少き枝なりして粉子花侭萬歳ヶ世々の神すてあるを
ろとのりて萬歳と生り後すと移ることの弟子ふ萬りてぶ宗
匠となり猪苗代萬歳とえりこの名ハ慈鎮和尚の詠すりしと
つたえたり

（後漢書李固傳 猜岡雨拂 衝突枷ーー 縲瑣年 〇注ーー星名也
春秋元命包曰ーー主守賊

〇天狗 學海餘滴 大元山日蓮作天狗序 延命地蔵經 八本ノマ、 真 進偽
未決不足為證 正法念經 第十九云

〇白石鬼神論 天狗の事あり

〇徂徠文集 天狗說あり

〇諺明こきに 紅毛本草にのりし 紅毛文字にてかけるかたよせもろこしてうつくしきうまうつ
テニハ はその図鬼形様なるかたちを 我邦の画にかける天狗と似たる物 書けるは 切たる如くなり 異なり 可ごて

〇天公 名記久壽元年八月云 為祖勝寺所於愛宕護山ーー像
図 云

〇太郎坊 愛宕山白雲寺縁記云有大杉 杉 彌天 嶋地 天竺大夫日良 唐土大夫善界 日本ーー 一名栄術太郎 名将其春属 現于大杉之上
唐山也其ちに杉に似たるも 之 忘れぬ
二郎坊 次郎坊は二郎坊と同じく 像に在るは
愛宕山の 桃林寺 以本の中之華 陽泉志 別郎

豚志通鬱林、有三郎祠、皆有靈響云々
こゝにて後漢書七十六西南夷傳のうち
夜郎傳曰、夜郎者、初有女子浣於遯水、有
三節大竹流入足間、聞其中有號聲、剖竹
視之、得一男兒、歸而養之、及長、有才武、自
立為夜郎侯、以竹為姓、華陽國志　武帝元鼎六
年平南夷、為牂柯郡、夜郎侯迎降、天子賜
其王印綬、後遂殺之、夷獠咸以竹王非血氣
所生、甚重之、求為立後、牂柯太守吳霸以聞、天
子乃封其三子為侯、死配食其父、今夜郎縣有竹
王三郎神是也とあれは竹王の子三人也、然
郎ともに三郎といふ三人也三郎といふはいかにそ

国立公文書館
National Archives of Japan